

令和6年度 若狭町特定不妊治療費助成金交付事業

令和4年4月以降、特定不妊治療が保険適用となりました。更に保険適用後の窓口負担額に対して、福井県の助成が拡充されました。若狭町では、医療保険適用の回数が増えた後、福井県の助成回数(年度内3回)を超えた分の治療費について助成を行います。

助成を受けることができる人 次の要件をすべて満たす方です。

- 1 助成金の交付申請をした日において、法律上の婚姻をしている夫婦または事実婚の夫婦で、夫または妻のいずれかが、若狭町に1年以上住民登録されている方
- 2 国民健康保険法や健康保険法、その他の法律の規定による被保険者及びその被扶養者
- 3 当該助成に係る治療開始日における妻の年齢が43歳未満の方
- 4 町税を完納している方
- 5 都道府県知事等が指定した特定不妊治療を実施する機関で治療を受けた方

助成内容について

助成対象となる治療	1回の治療の終了した日が、令和6年1月1日～令和6年12月31日のうち、上限1回限り
	体外受精及び顕微授精、それらと組み合わせて実施される先進医療 ※保険適用となる治療は助成対象にはなりません。 ※都道府県および他市町村の助成を受けた治療は助成対象にはなりません。
申請回数	年度内 1回
助成限度額	30万円
	治療費のうち7割に相当する額(千円未満切り捨て)

申請手続きの方法について

<申請に必要な書類>

- 1 若狭町不妊治療費助成金交付申請書(様式第1号)
- 2 若狭町不妊治療費助成事業受診等証明書(様式第2号)
- 3 不妊治療費領収書・明細書(領収書は原本)

以下は、事実婚の場合

- 5 住民票(夫と妻の分)
- 6 戸籍謄本(夫と妻の分)
- 7 事実婚関係に関する申立書・意向確認書(様式第5号)

※申請書の提出期限は令和6年4月1日～令和7年3月31日です。

